

国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員給与規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成19年11月5日 19経規程第37号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(職員給与規程の準用)</p> <p>第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程第3条から第6条まで、第9条、第20条、第21条、<u>第42条及び第43条の規定は、特任教員及び支援員について準用する。</u></p> <p>第10条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>(職員給与規程の準用)</p> <p>第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第3条から第6条まで、第9条、第20条、第21条<u>及び第42条の規定は、特任教員について準用する。</u></p> <p><u>2 職員給与規程第3条から第6条まで及び第9条の規定は、支援員について準用する。</u></p> <p>第10条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21経規程第31号)

この規程は、平成21年11月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。